

八戸市農業委員会 1 月総会議事録

日時：平成 31 年 1 月 11 日（金）午後 3 時 00 分
場所：八戸グランドホテル 2 階 トパーズ

出席した委員

農業委員数：18 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、
6 番 内沢 豊、7 番 谷地 秀典、8 番 村上 正憲、9 番 西野 茂雄、
10 番 明戸 政勝、11 番 山内 光興、12 番 加藤 浩幸、13 番 松橋 剛志、
14 番 寺沢 和則、15 番 赤坂 英夫、16 番 阿達 福壽、17 番 伏守 文宏、
18 番 長根 昭男、19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：20 名

1 番 木村 弁一、2 番 坂下 彌一、3 番 河原木 一実、4 番 田名部 浩、
6 番 清川 新一、8 番 田中 忠二、9 番 三浦 勝浩、10 番 山田 貴光、
11 番 齋藤 正人、12 番 下館 敏、13 番 橘 由正、14 番 荒川 喜一郎、
15 番 高橋 勝男、16 番 高橋 政典、17 番 金谷 由松、18 番 坂 文雄、
19 番 松倉 賢六、20 番 上明戸 桂、21 番 森 庄次郎、22 番 森 光男

欠席した委員

農業委員：なし

農地利用最適化推進委員：7 番 赤坂 力雄

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）久保 伝、農政 GL 村上 司
主幹 大里 知矢、主幹 古館 恵子、主事 田中 野、技能技師 小笠原 衛

上村事務局長

それではただいまより、総会を開会いたします。
本日は、赤坂力雄推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただき
ておりますので、ご報告いたします。
会議に先立ちまして、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。
次第の裏面をご覧ください。
唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声に続いてお願いいた
します。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。ご着席願います。
それでは、会長、よろしく願います。

会長

平成31年、年頭の総会にあたり一言ご挨拶申し上げます。皆様には穏や
かな新年を迎えられたことと謹んでお喜び申し上げます。また平素より、農
業委員会業務の推進についてご尽力をいただいておりますことに対し、心よ
り厚くお礼申し上げます。本年は平成から次の元号に変わる節目の年になり
ますが、私たち農業委員は農業者の相談役として、農業者のために、そして
八戸市農業発展のために誠心誠意努めてまいらなければならないと考えて
おります。本日の議事につきましても、慎重なご審議をいただき、ご承認く
ださいようお願い申し上げます。本年もどうぞよろしく願います。
それではただいまから、議事に入ります。出席委員は定足数に達しており
ますので、会議が成立いたします。本日の議事につきましては、お手元にお
配りしております次第により、議事を進めます。
なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1

会長

日程第1、議事録署名者の指名を行います。
お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名し
たいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。
議事録署名者に、1番 三浦豊委員、3番 木村武美委員、両氏を指名い
たします。

日程第2

会長

次に、日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可に
ついてを議題といたします。
それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

木村(弁)委員

木村から報告いたします。昨年12月27日、内沢農業委員と市庁別館7

階会議室Aにおきまして、資料1 ページ番号1番と2番を調査してまいりましたので報告いたします。いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条1番

まず1番ですが調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。受人と渡人の関係は他人とのことです。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は3km。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。休耕地・山林地なし。宅地化なし。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況は、田植機、トラクター、コンバイン、トラック、噴霧器を各1台所有しています。

3条2番

続きまして、2番ですが調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。受人と渡人の関係は姉弟です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けはありません。作付計画は、水稻です。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は10km。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。地域農業への影響はありません。農業経験は35年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち兼業者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況は、田植機、コンバイン、トラクター、軽トラック各1台を父親から借用して使用するそうです。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

上明戸委員
3条3番

上明戸から報告いたします。去る12月27日、内沢農業委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、資料1 ページ番号3番を調査してまいりましたので報告いたします。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は代理人、渡人は本人が出席しました。受人と渡人の関係は親子です。態様別は、贈与です。申請理由は、農業後継者への生前一部贈与です。申請地の貸付けはありません。作付計画は、そばです。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は5km。耕作道はありませんが、申請地から農道に通じる隣地の通行承諾書が出ておりました。受人の耕作地なし。農地集団化なし。宅地化なし。休耕地・山林地ありです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女6人で、うち農業専従者は男1人、女2人、兼業者は男1人でございます。農機具保有状況ですが、トラックを1台、耕運機を1台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えております。以上です。

三浦(勝)委員

三浦から報告いたします。去る 12 月 27 日、山内農業委員と市庁別館 7 階会議室 A におきまして、資料 2 ページ番号 4 番から 6 番までを調査してまいりましたので報告いたします。いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 4 番

まず 4 番ですが調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。受人と渡人の関係は他人とのことです。態様別は 10 年間の使用貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画ですが、現地は田んぼですが、スナックエンドウ、ピーマン、キュウリ、ほうれん草を作付したいとのことです。申請者の過去 3 年間にける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は 1 km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。農業経験はありませんが農家をしている友人等からいろいろと指導を受けながら耕作するとのことです。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人で、うち農業専従者は男 1 人でございます。農機具保有状況は、トラクターを購入予定とのことです。

3 条 5 番

続きまして、5 番ですが調査には、受人は本人、渡人は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は本家と分家の関係にあたる親戚とのことです。今回の案件は、渡人は南部町にも農地を持っているのですが、耕作できなくなったので、所有している農地全てを本家に返したいということだそうです。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。作付計画は、水稻です。過去 3 年間にける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は 1 km。耕作道はありませんが、申請地から農道に通じる隣地の通行承諾書あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。地域農業への影響はありません。農業経験は 10 年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男 3 人、女 2 人で、うち農業専従者は男 3 人、女 2 人でございます。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、トレンチャーを各 1 台所有しています。

3 条 6 番

続きまして、6 番ですが調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。受人と渡人の関係は親子です。態様別は、10 年間の使用貸借です。申請理由は、経営移譲年金受給のためです。申請地の貸付けはありません。作付計画は、ニンニクです。過去 3 年間にける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は 2 km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。地域農業への影響はありません。農業経験は 6 年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人、女 2 人で、うち農業専従者は男 2 人、女 1 人、兼業者は女 1 人でございます。農機具保有状況は、トラクター、トラックを各 2 台、田植機、乾燥機、コンバインを各 1 台所有しています。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上です。

会長	ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。
三浦豊委員	はい。
会長	はい、三浦豊委員。
三浦豊委員	4番なんですけれど、田んぼに水稻以外の作物をつけるということでもいいですか。
三浦(勝)委員	田んぼですので排水が悪いので、排水対策をしっかりとやって。うちのハウスの近くにあるのでたまに行って、ちょっとした指導でもできたらと思っています。
三浦豊委員	貸す方は了承していますか。
三浦(勝)委員	はい、しています。
会長	他にありませんか。
	(なしの声あり)
会長	ご質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。
日程第3 会長	次に、日程第3、議案第2号、平成30年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 それでは、事務局から説明願います。
田中主事	事務局の田中から、議案第2号「平成30年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料3ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借5件、使用貸借1件の計6件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手5名、貸し手6名で、利用権設定面積は24,094㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。
利用集積1番	番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃

貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当り年間 6,800 円でございます。

利用集積 2 番

番号 2 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、1 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間 5,800 円でございます。

利用集積 3 番、4 番

番号 3 番、番号 4 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当り年間 8,000 円でございます。

利用集積 5 番

番号 5 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、1 年間使用貸借するものでございます。

次ページをお開き願います。

利用集積 6 番

番号 6 番は、あおり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間 76,600 円でございます。

公告年月日は、平成 31 年 1 月 17 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

会長

次に、日程第 4、議案第 3 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。資料 5 ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借 1 件となっております。借り手の人数につきましては 1 名で、利用権設定面積は 10,119 m²でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載してお

ります。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の「農用地利用集積計画」番号6番に関連する事案となります。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間76,600円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第5
会長

次に、日程第5、議案第4号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

内沢委員
5条1番

内沢から報告します。去る12月27日、山内委員と別館7階会議室Aにおいて、議案第4号の1番を調査して参りましたので報告します。資料7ページをお開き願います。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は売買。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、平成31年2月15日から平成31年6月30日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、土地改良区区域外、埋蔵文化財は遺跡内ですが届出済みです。被害防除措置として、浄化槽と浸透枡を設置し、砂利敷きをします。立地条件は、旧八戸市立中野小学校から北東側約500mに位置し、住宅・道路に囲まれ、農道に接続しています。農地区分は第2種農地。許可相当と判断した理由は、受人所有の土地がなく、実家近くの土地を検討したところ申請地しか条件に合わなかったためと、申請地周囲には立木が多く日

当たりが悪いため近くの標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上で、報告を終わります。

山内委員
5条2番

山内から報告します。去る12月27日、内沢委員と別館7階会議室Aにおいて、議案第4号の2番を調査して参りましたので報告します。資料7ページをお開き願います。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

番号2番ですが、調査には、受人、渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は他人です。態様別は20年間の賃貸借。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、平成31年1月25日から平成31年2月24日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、土地改良区区域外、埋蔵文化財は沢ノ上遺跡内ですが届出済みです。被害防除措置として、申請地周囲にネットフェンスを設置します。立地条件は、青い森鉄道 北高岩駅から北東側約800mに位置し、畑・鉄道に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地。許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕地となっていたため地力が低く、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6
会長

次に、日程第6、議案第5号、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予に係る適格者証明書(新規)並びに引続き農業経営を行っている等の証明書(継続)交付の承認についてを議題といたしますが、本議案の中には、中村委員が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、中村委員は退室願います。

(中村委員退室)

会長

それでは、事務局から説明願います。

古館主幹

それでは事務局から説明させていただきます。議案第5号「贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予に係る「適格者証明書（新規）」並びに「引き続き農業経営を行っている等の証明書（継続）」交付の承認について」と書かれている資料を御覧ください。

これは、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予等の特例の適用を受ける場合の、贈与者・受贈者及び被相続人・相続人が適格要件に該当する旨の「適格者証明書」の交付及び納税猶予適用者の継続届に必要な「引き続き農業経営を行っている等の証明書」の交付について、承認を求めるためのものです。

それでは資料の1ページ目、「贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予適格者」をお開きください。まず、贈与税猶予制度及び不動産取得税徴収猶予制度についてご説明いたします。この制度は農地等を推定相続人の1人に一括贈与し、受贈者が農業を継続する場合、租税特別措置法第70条の4、並びに地方税法附則第12条第1項により、農地等に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けることができます。適用を受ける場合は、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までの間に、農業委員会が交付した適格者証明書を持って、税務署等へ申告しなければなりません。平成30年中に農地等の一括贈与を受けた後継者で贈与税猶予の対象となる方はいませんでした。よって証明書の交付予定はございません。

次に相続税納税猶予制度についてご説明いたします。農地を相続し、相続人が農業を継続する場合は、租税特別措置法第70条の6により農地等の相続税の猶予の特例を受けることができます。この適用を受けるには、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して10か月以内に農業委員会が交付した適格者証明書を持って、税務署に申告しなければなりません。ただし、相続の発生、つまり農地所有者の死亡は予測することができませんので、交付申請があり次第、審査の上、適格者証明書を交付することとなります。

次に、2ページを御覧ください。まず、2ページ一覧は、贈与税及び不動産取得税の納税猶予等を受けている方のうち、平成31年3月15日までに継続届出書の提出が必要な対象者となっており、また3ページの一覧は、相続税の納税猶予等を受けている方のうち、来年3月末までに継続届出書の提出が必要な対象者となっております。継続届出書は贈与税、不動産取得税、相続税の納税猶予の適用を受けている者が税務署又は三八地域県民局県税部に対して、3年ごとに提出することになっており、関係法令により、継続届出書には農業委員会で交付する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」を添付することになっております。提出しない場合は納税猶予等が打ち切られることとなります。

以上のことから、2ページから3ページに記載されている方、または、新

たに農地の相続人となった方から農業委員会に対し証明書の申請があった場合は、速やかに交付できるよう事前に承認を得るものであります。参考としまして、関係様式を4ページから11ページに添付してございます。4ページから10ページは新規で申告をする際に添付する、適格者証明書の様式であり、11ページは継続届に添付する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」の様式となっております。

なお、最後になりますが、贈与税、不動産取得税及び相続税の猶予については、本来は、農地の細分化防止や、農業を継続したくても税金を支払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるのを防ぐために設立された制度です。そのため、猶予が適用されている農地の、売渡し、貸付け、転用が制限され、これらの行為や耕作の放棄があった場合には、猶予が打ち切られ、猶予されてきた税額に、利子税を加算して納税する必要があります。猶予を受けた年数によっては莫大な金額となる可能性もあることから、猶予制度は決して安易に利用すべきものではなく、後継者の有無や、高齢になってからの耕作の可否を熟慮し、家族の同意を得た上で、活用すべきことが求められる制度である事を申し添えます。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。中村委員の入室をお願いいたします。

(中村委員入室)

日程第7
会長

次に、日程第7、議案第6号、八戸市農業委員会委員の辞任の同意についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

村上GL

それでは、御説明いたしますので、別添の議案第6号（八戸市農業委員会委員の辞任の同意）関係資料をご覧願います。

委員の辞任につきましては、「農業委員会等に関する法律第13条第1項」の「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得

て委員を辞任することができる。」の規定に基づき、八戸市長と農業委員会の同意が必要であります。

当案件は、平成 30 年 12 月 25 日付けで釜石幸史朗委員より一身上の都合による辞任届が八戸市長に提出され、八戸市長より農業委員会に対し辞任の同意に関する意見を求められことから、本日、議案を上程し、御審議いただくものです。

なお、釜石委員の辞任により農業委員数は 1 名減の 18 名となりますが、「八戸市農業委員会の委員に任命する者の選考に関する規則第 5 条」の「市長は、罷免、失職又は辞任により委員の欠員が定数の 6 分の 1 を超えたときは、この規則に定める手続に基づき、速やかに当該欠員の全部又は一部について補欠の委員に任命する者の選考をしなければならない。」という規定があります。具体的には、委員定数 19 名の 6 分の 1 である「3.17 人」を超えたとき、すなわち 4 人以上の欠員が生じ場合は、補欠の委員に任命する者の選考をしなければなりません。今回はその必要はありませんので、お知らせいたします。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、辞任の同意について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第 8

会長

次に、日程第 8、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。この案件は、相続等届出の 12 月分でございます。総会資料の 9 ページをお開き願います。権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料 9 ページ番号 130 番から資料 11 ページ番号 137 番までの計 8 件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、なしとなっております。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第9
会長

次に、日程第9、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条届出の撤回願の12月分でございます。

資料の13ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

番号6番、撤回理由は譲受人変更のためでございます。

書類は適正であり、受理した旨を譲渡人及び譲受人に対し通知しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第10、第11
会長

次に、日程第10、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第11、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の12月分でございます。まず4条からご報告申し上げます。資料の15ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条28番

番号28番、転用目的は駐車場でございます。

4条29番

番号29番、転用目的は資材置場でございます。

4条30番

番号30番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

4条 31番	<p>番号 31 番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。</p> <p>続いて、5条につきましてご報告申し上げます。17 ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
5条 163番	番号 163 番、転用目的は老人ホーム 1 棟建築でございます。
5条 164番	番号 164 番、転用目的は建売住宅 1 棟建築でございます。
5条 165番	番号 165 番、転用目的は建売住宅 3 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 166番～168番	番号 166 番、167 番、168 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをご覧ください。
5条 169番～171番	番号 169 番、170 番、171 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 172番	番号 172 番、転用目的は住宅展示場 1 棟建築でございます。
5条 173番	番号 173 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条 174番	番号 174 番、転用目的は建売住宅 1 棟建築でございます。 次ページをご覧ください。
5条 175番、176番	番号 175 番、176 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 177番	番号 177 番、転用目的は建売住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 178番、179番	番号 178 番、179 番、転用目的は駐車場でございます。
5条 180番	番号 180 番、転用目的は建売住宅 3 棟建築でございます。 次ページをご覧ください。
5条 181番	番号 181 番、転用目的は宅地拡張でございます。
5条 182番	番号 182 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条 183番	番号 183 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
	<p>なお、番号 170 番は、先ほどの報告第 2 号で撤回された 5 条届出について、譲受人の変更をして、改めて 5 条の届出で提出されたものであります。</p> <p>いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご質疑なしと認めます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。</p>

(閉会 午後 3 時 50 分)